

増上寺堂舎造営に関する一史料

中 井 眞 孝

最近、宇高良哲氏は、江戸幕府の増上寺諸堂舎造営年時について、撰門の『縁山志』の慶長十年説をしりぞけ、高橋正彦氏の研究（増上寺諸堂宇造営に関する新史料について）『港区の文化財』九）をうけて、その開始は慶長十四、五年であろうとする新説を呈示された（徳川家康の増上寺諸堂宇造営年時考）『仏教論叢』一九）。私は、宇高氏の説を支持すべく、その傍証として、幕府の京都大工頭中井家の菩提寺である長香寺に寄託する『中井家文書』から一紙の文書控を紹介し、併せて私見をのべたい。

つぎに掲げる文書は、徳川家康の側近にあつて、幕府の行なう造営工事を指揮した中井大和守正清の配下に属した大工棟梁衆らが連名で提出した「注文」の控である。

（端裏書）

「松平右衛門殿へ上候注文ひかへ」

江戸増上寺御作事注文之事

- 一、本堂 屋ねかわらふき、
 - 一、大方丈 これハまへの本堂引申候、屋ねハかわら、
 - 一、小方丈 屋ねうすちふき、
 - 一、台所 まへのに式間ひろかり、屋ねかわらふき、
 - 一、大廊下 五ツ 屋ねかわらふき、
小らうか
 ならひにつほの内、へい式拾間、板ふき、
 - 右之御材木みなく大御所様より出申候、但清水かけつかより参候、
- 右之おもて請切仕候注文、

一、釘、かすかい、から戸のかな物、以上、

一、屋ねかわら、同ふき手間まで、以上、

一、大工はんまい、さくれう、以上、

一、おか、(大龜)小引はんまい、作料、以上、

一、ぬし屋ぬり物、本堂仏段并方丈墨ふちはかり、以上、

一、かわら下ふき、竹くきとも、以上、

一、かさりやかな物、釘かくし、以上、

一、しやくわん、しらつちまで、以上、

右之代銀百貳拾貫目ニ而請切申候、いかにも念を入、仕立可申候、若材木などおそくつき申、

相延申候御事者、此者共存不申候、以上、

右之外たゝみはり付、絵かきの御事者、此方ニそんし申さす候、以上、

右之代銀貳ニ請取相濟申候、仍如件、

慶長拾五年

戊卯月十二日

かわら屋

宗左衛門尉

ならかち

弥左衛門尉

同

久右衛門尉

同

源右衛門尉

同

又右衛門尉

同

作右衛門尉

同 藤左衛門尉

同 久二郎

大か 作右衛門尉

か 久五郎

ぬしや 又右衛門尉

かさりや 等安

たいあみ 道有

かさりや 源十郎

ひわた 弥三郎

しやくわん 源兵衛

松平右衛門佐殿

〔奥裏書〕
「中井大和守」

宛先の松平右衛門佐とは、松平姓を称した大河内正綱のことで、かれは、慶長十二年十二月、駿府城火災の際、納戸より晒布を取り出し、結び合わせ、石垣の数箇所にたれ、城中の人をこれにて避難させた処置をほめられ、慶長十五年十月、知行を加増されたという〔寛政重修諸家譜〕巻二五五。当時は駿府の家康のもとで勘定奉行を勤めていたようである〔本光国師日記〕巻一。この文書は、慶長十五年四月、増上寺の伽藍造営を担当した

諸職人が銀百二十貫目で請負の契約をし、これに中井正清が裏書を加えて、駿府に提出したものの控書であることがわかる。文中に「清水かけつかより参候」とある材木は、高橋氏が掲げる史料15（以下、史料番号は高橋論文による）の慶長十四年六月二日付「清水より江戸増上寺へ下申御材木之覚」で調達された材木である。しかも「若材木などおそくつき申、相延候御事者、此者共存不申候」とことわっているから、材木の清水から江戸増上寺への送付が、慶長十五年四月の時点では完了していなかったことを物語っている。また大工の源右衛門尉・又右衛門尉・作右衛門尉は、後掲する史料5の卯月二日付内藤若狭守忠清の書状にも「源右・又右・作右」とみえる棟梁衆である。私は、この文書によって、本堂等の諸堂舎の造営工事は、慶長十五年四月から本格的に開始されたと推考する。

しからば、宇高氏が慶長十四年のものと考えられた史料3の霜月十三日付内藤若狭守忠清の書状は、

以上

源右被罷下候付而、御状具令披見候、然者其元御普請早々出来申候由、御手柄無申計候、増上寺本堂も去廿六日吉日之由にて、柱立被仕候、唯今かうりやうあけ申候、萬事棟梁衆情ニ被入候間、可有御心安

候、尚期後音之時候条、不能具候、恐惶謹言、

霜月十三日

内若狭守忠清（花押）

中井大和守様

とあり、いわゆる棟上の報告であるから、慶長十五年のものと考えざるをえない。少くとも本堂が一応完成したのは、高橋氏や宇高氏の推測どおり、慶長十六年四月のことであろう（他の堂舎は継続して造営か）。それはつぎの史料1・2・5・6の四通の書状からわかる。

先日者書中之趣令披見候、仍本堂建立無残所候、三人之棟梁衆入精被申付候、残所之建立之儀、貴殿頼入候間、重被得御意、打続作事成様之儀任置候、委細三人之棟梁衆申合候間、不能詳候、恐々謹言、
卯月三日
観智国師源誉（花押）

中井大和守様殿

此中者久々無音申候、仍本堂建立出来無残所候、御次も御座候者、將軍様へ被達上聞頼入候、貴殿御手透者有之間敷候へ共、何懸御目度候、棟梁共隙明候間、御暇申罷登度之由申事候、万端御前御取成頼入候、恐々謹言、

三月廿八日

観智国師源誉（花押）

本多佐渡守殿

猶々委可申入候得へ共、三人之衆可被申候間、早々如此候、以上、

其已後者以書狀不申入候、然者増上寺御普請、源右・又右・作右被入晴付而、早々出来申候、就其將軍様御機嫌能御暇被下、被罷登候、將亦大御所様御上洛付而、其元萬事御取籠奉察候、増上寺御作事入目、將軍様より被仰付分、小帳并一紙、右三人之衆へ相渡之申候、能々御らん被成、御前能様可被仰上候、一紙など悪敷候者、小帳にて御なをし可被仰上候、国師様御氣にも一段入申候而、是又可有御心安候、猶爰元御下り之時分、面上可申承候間、不能具候、恐々謹言、

卯月二日

内若狭守忠清（花押）

中井大和守様人々御中

尚以大御所様其御地にて諸事可被仰付候条、さそく御心安御座候へんと推察申候、不及申候へ共、上野介ニ諸事可被仰談候、以上、

先日ハ御懇書預御音信ニ候、則御報申候キ、然者増上寺ニ被残置候大工衆無残所出来仕、御前御仕合能被罷上候、国師より拙者所へ之尊書、為御披見之進

覽申候、爰元之様躰委大工衆可被申達候条、不具候、恐々謹言、

卯月朔日

本佐渡守正信（花押）

中井大和守様人々御中

右の四通は相互に連関し、いずれも慶長十六年のものに相違ない。決め手は家康の上洛のことに言及するからである。『中井家系譜』に、

一、増上寺御普請之儀、本多佐渡守殿御承、次大和守江被仰付、右御普請中、京都江大和守御用ニ而罷登候処、右寺御普請之儀ニ付、本多佐渡守殿御状、觀智国師より書狀到来、持伝申候、

とあり、この時中井正清も在京していたのである。おそらく内裏の新造御殿造営等、京都での作事を監督していたと思われる。本堂の建立が満一年の期間で完遂するとは考えがたいようであるが、「棟梁衆入精」「早々出来申候」を強調しているところからすれば、突貫工事もありうるのではなからうか。本堂建立が主要な作事で、それが完了すれば、工事が減るので、三人の棟梁が引きあげて行ったと理解されるのである。なお蛇足ながら付言すると、従前の本堂を移転して大方丈に改築したことに興味をおぼえる。